

令和8年度 八王子市立中山小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止のための基本姿勢

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童と何らかの人的関係を指す。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要で、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(2) いじめ防止に対する基本的な考え方

本校では全ての教職員が、「いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こりうる、そして、だれもが加害者にも被害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、「いじめは絶対に許さない」という意思のもと、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・解決のための取り組みと、継続した指導と見守りを徹底し、人権尊重の理念を踏まえた教育活動を毅然とした態度で推進していく。

2 主な取り組み

未然防止

(1) 児童が安心して生活できる学級・学校風土の創出

①魅力ある授業の実現

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行う。
- 児童が話し合い、学び合うことで互いのよさを実感する授業を実践する。
- 児童一人ひとりに目標をもたせ、集中して学習に取り組むよう、学習意欲を高める授業を行う。

②豊かな情操を育み、人権意識や規範意識を高める指導

- 学校の教育活動全体を通じて道徳教育及び体験活動を充実させる。
- 道徳科の授業においては「友情、信頼」「親切、思いやり」の項目で、必ずいじめの防止等に関わる内容を取り上げ、身近な人間の存在がいかに大切かを指導する。
- 校内研修等を通して、教職員一人ひとりの人権意識を高めるとともに、学校として人権教育を組織的・計画的に推進する。
- SNSの利用を含めた情報通信機器に関わる情報モラルについての指導を充実させる。

③自己肯定感や自己有用感を高める取組の充実

- 児童一人ひとりが活躍できる場や機会を設定
 - ・学年や発達段階に応じた目的や役割を、児童一人ひとりに設定する。
 - ・特別活動を中心に、学校行事、異年齢交流活動、当番・係活動、クラブ・委員会活動を通して、児童一人ひとりが達成感を味わえるような活動を設定する。

- ・児童同士が問題や課題に集団で取り組むことで、心の結び付きや信頼感を深められるようにする。

④よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導

○学級活動における話し合いを通して次のような態度を育成する。

- ・児童が学級・学校や地域社会の一員として、よりよい生活をつくろうとする態度を育成する。
- ・答えが一つではない課題や想定外の事態に対し、多様な他者と協働して解決しようとする態度を育成する。

(2) いじめを許さない指導の徹底

①相談についての指導

○児童がストレスや困難を感じた時に対処する方法として、大人や友だちに相談する方法があることを指導。特に、悩みや不安があるときは、周囲の信頼できる大人に必ず相談するように指導する。

○発達段階に応じて、友だちから悩みや不安を打ち明けられたときの対応について指導する。

②いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり

○「いじめ防止に向けた行動指針」を学校内に掲示する等、児童や保護者等が、学校の内じめの防止等の対策について理解するよう工夫する。

○「学校いじめ防止基本方針」の概要、いじめに該当する行為等を示したポスターを掲示する。

③「いじめに関する授業」の実施

○全学級で「いじめに関する授業」を、意図的・計画的に年間を通じて実施。（3回以上）

- ・6・11・2月は、必ず「いじめに関する授業」を行う。
- ・いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。
- ・どのような行為がいじめに該当するか、どのような点に気を付けたらよいかを指導する。
- ・同じ言葉や行為でも、状況や立場によって捉え方が異なることについて指導する。
- ・言葉の捉え方が個人個人で違うことを指導する。

(3) 保護者（家庭）、地域、関係機関等との共通理解

①「学校いじめ防止基本方針」の内容やいじめ防止に向けた取組について、年度当初の保護者会、学校運営協議会等の機会に説明する。

②「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載するとともに、「学校だより」等を活用して内容を周知する。

早期発見

(1) 児童からの訴えを確実に受け止める体制の構築

①全ての児童に対して、一人以上の相談できる大人が存在できるようにスクールカウンセラーを中心に働きかける。

②全ての児童を対象にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

③外部相談機関を、児童及び保護者に周知する。

④QUアンケートは4・5・6年生を対象に実施する。結果を基に、気になる児童への対策を立てたり、変容を確認したりする。

(2) いじめの定義の正しい理解に基づいた確実な認知

- ①いじめの定義と重大事態の定義に対して教職員が正確に理解する。
- ②「いじめやいじめの疑いがある状況」に気付いた教職員は、いじめかどうかの判断を自分で行うのではなく、必ず「学校いじめ対策委員会」に報告し、「学校いじめ対策委員会」が判断する。
- ③一人ひとりの児童の状況を確認し、「苦痛を感じているのではないか」というきめ細かな視点から判断し、いじめを認知する。
- ④被害児童が苦痛を感じていない場合でも、加害児童の行為が人権意識を欠く言動である場合はいじめと認知する。

(3) 児童の言動からの初期段階のいじめの察知

- ①学級担任等は、日常的に児童・生徒への言葉掛けを行い、様子を観察する。
- ②児童の様子の変化に気付くことができるよう、日常からの関わりを大切にしている。
- ③「いじめ発見のチェックシート」を全教職員で活用している。
- ④児童の小さな兆候について、いじめではないかという疑いをもって関わる。
- ⑤いじめを含め、児童が抱える悩みや不安を把握し相談に応じる。
- ⑥必要に応じて、スクールカウンセラーから事前に指導・助言を受ける。

(4) 学期ごとに「いじめに関わるアンケート」を活用して児童の状況を観察

- 教職員が確認した児童の状況について「学校いじめ対策委員会」が情報を集約し、気になる様子が確認された児童・生徒に対しては速やかに保護者に連絡する等、教職員で分担して対応する。

(5) 全教職員による児童・生徒の状況の把握

- ①毎週金曜日に、生活指導朝会、いじめ対策委員会の時間を確保している。
- ②「学校いじめ対策委員会」で確認された児童の気になる様子については、いじめ行為の有無に関わらず、教職員間で情報を共有して対応している。

(6) 保護者（家庭）、地域、関係機関からの情報提供や通報体制の構築

- ①学校相談体制と、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、教職員以外の人材への相談方法等を保護者（家庭）に周知している。
- ②保護者（家庭）、地域や関係機関からの情報提供や通報が行われるよう、それぞれの組織等の定期的な会合・会議の際に、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明し、連携・協力体制を築いている。
- ③学校非公式サイト等の監視による情報を受け取った場合、該当すると思われる児童の状況を迅速に確認している。

いじめへの対処

(1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対処

- ①教職員から報告を受けて「学校いじめ対策委員会」が認知したいじめに対しては、具体的な対応の在り方について協議し、校長が決定している。

- ②役割分担に応じて行った対応については、確実に「学校いじめ対策委員会」に報告して助言を受ける。
- ③いじめ問題の対応経過については、全ての事例について「学校いじめ対策委員会」が定めた共通の様式に従って記録を残し、全ての教職員が確認できる方法で保管する。

(2) いじめの程度に応じた対処

- ①被害児童に対しては、その心身の苦痛の程度に応じて対応し、安心して学校に通えるようになるまで、確実に支援する。
- ②加害児童に対しては、その児童が行った行為が相手の心身に苦痛を与えていること、その行為がいじめに該当することを理解させ、同様の行為を行うことのないよう、適切に指導する。
 - 加害児童への指導とその保護者への説明に当たっては、いじめは絶対に許されない行為であるとの認識で行うが、好意で行った言動や意図せずに行った言動が結果的にいじめに該当する場合は、一律に厳しい指導に終始することのないよう配慮する。
- ③観衆・傍観者に対しては、その状況を面白がったりはやし立てたりすることや、いじめの状況を認識しつつ沈黙を守っていることが、いじめを助長してしまっている場合があることを理解させ、適切に指導する。

(3) 重大事態につながらないための対処

- ①いじめの対応では、被害児童の安全確保と不安解消を確実に
 - 授業中や休み時間に複数の教職員が観察するとともに、必要に応じて登下校に付き添うなど、教職員全体が被害児童を守り抜く姿勢を明確にする。
 - 心理的ストレスや不安の解消のため、スクールカウンセラーとの面談により心のケア
- ②加害児童への対応は、いじめをやめさせ、再発を防止するために「学校いじめ対策委員会」が長期的な視点からの対応方針を定め、組織的・継続的に指導する。
 - スクールカウンセラーと連携し、加害児童へのアセスメントを行うなど、いじめの背景に考慮した指導を充実させる。
 - 保護者には事前に指導方針を丁寧に説明した上で、事実や学校の対応について理解を求め、連携・協力して指導する。
 - 家庭での指導が困難な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携した福祉的な支援をする。

(4) 八王子市教育委員会への報告

学校は、いじめの発生について、些細なものも1件として教育委員会に報告し、必要に応じて教育委員会に支援を求める。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態発生時の報告

①重大事態の該当性判断

重大事態に該当する疑いのある事案を把握した場合は、速やかにいじめ対策委員会を開催し、重大事態に該当するか否かを、教育委員会に相談した上で慎重かつ丁寧に判断する。

②報告書の提出

重大事態の発生を判断した場合、電話等で直ちに教育委員会へ重大事態の発生を報告した上で、即日に対応し、改めて数日以内に文書にて教育委員会教育長宛てに重大事態発生の経緯を報告する。

(3) 被害児童の安全確保、不安解消のための支援

①学校の組織的な対応による安全確保と不安解消

- 被害児童が二度といじめを受けることがないように、全教職員の総力により、登校から下校までの見守り体制を構築し、安全を確保する。
- 校長のリーダーシップの下、教育委員会の助言を受け、被害児童の身体への被害、財産への被害、精神的な被害の完全な回復と不安の解消のために、組織的な支援を行う。
- 学校の指導により、加害児童によるいじめの行為が行われなくなっても、被害児童の不安が解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまでは、継続的な支援を行う。

②保護者への説明

- 被害児童の保護者に対して、事案の事実関係を明らかにする調査の結果等の情報を提供する。
- 調査結果とともに、被害児童安心して学校生活を送れるようにするための方策について、保護者に説明し、意見を聴取して理解を得るとともに、対応の結果等どのように状況が改善されたかを定期的に報告する。

③外部人材や関係機関との連携

- 精神的な被害については、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉分野の専門家と連携して支援を行う。

(4) 加害児童に対する指導及び支援

①教職員の毅然とした指導

- 複数の教職員で適切に役割を分担し、加害児童の行為に対して、毅然とした態度でいじめは絶対に許されないことを指導する。その上で、全教職員の総力により、二度と同様の行為を行うことのないよう指導体制を構築し、再発を防止する。

②保護者への説明、協力関係の構築

- 加害児童に対する指導や更生に向けた支援に当たっては、保護者の理解と協力が欠かせないことから、事前に学校としての指導や対応の方針を説明し、理解を得るようにする。

4 その他

- (1) 「学校いじめ対策委員会」を中心に「学校いじめ基本方針」を点検し、必要に応じて見直す。
- (2) いじめの防止のための取組に係る達成目標を学校評価の項目に設定する。
- (3) 学校評価を行う際に、チェックリストによる振り返りをして、学校運営協議会での協議を行う。

いじめ発見のチェックシート

1 表情・態度

- 笑顔がなく沈んでいる。
- ぼんやりとしていることが多い。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- わざとらしくはしゃいでいる。
- 周りの様子を気にし、おすおすとしている。
- 感情の起伏が激しい。
- いつも一人ぼっちである。
- 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。

2 身体・服装

- 体に原因が不明の傷などがある。
- けがの原因を曖昧にする。
- 顔色が悪く、活気がない。
- 登校時に、体の不調を訴える。
- ボタンが取れていたりポケットが破けたりしている。
- シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。
- 服に靴の跡が付いている。
- 寝不足等で顔がむくんでいる。

3 持ち物・金銭

- かばんや筆箱等が隠される。
- ノートや教科書に落書きがある。
- 机や椅子が傷つけられたり、落書きされたりする。
- 必要以上のお金を持っている。
- 作品や掲示物にいたずらされる。
- 靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする。

4 言葉・行動

- 他の子供から言葉かけを全くされていない。
- いつもぼつんと一人でいたり、泣いていたりする。
- 登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。
- 不安げに携帯電話をいじったり、メールの着信や掲示板をチェックしたりしている。
- 教室にいつも遅れて入ってくる。
- いつも人のいやがる仕事をしている。
- すぐに保健室に行きたがる。
- 家から金品を持ち出す。
- 職員室や保健室の付近でうろうろしている。

5 遊び・友人関係

- いつも遊びの中に入れない。
- 友達から不快に思う呼び方をされている。
- 付き合う友達が急に変わったり教師が友達のことを聞くと嫌がったりする。
- 笑われたり冷やかされたりする。
- 他の人の持ち物を持たせられたり、使い走りをさせられたりする。
- グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。
- 遊びの中で常に嫌な役割を担わされている。
- 特定のグループと常に行動を共にする。

6 教師との関係

- 教師と目線を合わせなくなる。
- 教師との会話を避けるようになる。
- 教師と関わろうとしない、避けようとする。